第十七条の六第二項中「又は法人税法」を「、法人税法」に、「事後設立を」を「現物分配又は同法第六十一条の十三第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡を」に、「同条第十二号の二」を「同法第二条第十二号の二」に、「又は同条第十二号の六に規定する事後設立法人」を「、同条第十二号の六に規定する被事後設立法人」に、「同法第六十一条の十三第二項に規定する譲受法人」を「同条第十二号の七の二」に改める。

第二十条の九の三第五項中「第五十三条第六項」を「第五十三条第五項」に、「第三百二十一条の八第六項」を「第三百二十一条の八第五項」に、「第五十三条第十一項」を「第五十三条第九項」に、「第三百二十一条の八第十一項」を「第三百二十一条の八第九項」に、「第五十三条第十五項」を「第五十三条第十二項」に、「第三百二十一条の八第十五項」を「第三百二十一条の八第十二項」に、「第五十三条第十九項」を「第五十三条第十五項」に、「第三百二十一条の八第十九項」を「第三百二十一条の八第十五項」に改める。

第二十三条第一項第四号中「、第七十条及び第百条（租税特別措置法第三条の三第五項、第八条の三第五項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」を「及び第七十条」に改め、同項第四号の三イ中「支出すべき」を「帰せられる」に改め、同号ロ中「収入すべき」を「帰せられる」に改め、同項第四号の四中「、第六十八条の十四第五項又は第六十八条の十五第五項」を「又は第六十八条の十四第五項」に改める。

第二十四条の二第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第十九項」に改め、同条第五項の表第五十二条第二項第一号及び第一号の三の項中「第一号の三」を「第三号」に改め、同表第五十二条第二項第一号の二の項中「第五十二条第二項第一号の二」を「第五十二条第二項第二号」に改め、同表第五十二条第二項第二号の項を削り、同表第五十三条第一項の項中「第五項」を「第四項」に改め、同表第五十三条第五項の項を削り、同表第五十三条第四十九項の項中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第四十四項」に改める。

第二十五条第一項第一号中「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）」を「地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つている業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行うものとして総務省令で定めるもの」に、「設立団体（同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。）」を「地方公共団体」に改める。

第三十四条第一項第五号を次のように改める。

五　前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払つた所得割の納税義務者　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ　新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第八項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第八項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　新生命保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額（同年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下(1)及び(3)(i)において同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合　一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合　二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合　二万八千円

(2)　旧生命保険料を支払つた場合（(3)に掲げる場合を除く。）　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(i)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額（同年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下(2)及び(3)(ii)において同じ。）が一万五千円以下である場合　当該合計額

(ii)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合　一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合　二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv)　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合　三万五千円

(3)　新生命保険料及び旧生命保険料を支払つた場合　その支払つた次に掲げる保険料の区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i)　新生命保険料　前年中に支払つた新生命保険料の金額の合計額の(1)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(1)(i)から(iv)までに定める金額

(ii)　旧生命保険料　前年中に支払つた旧生命保険料の金額の合計額の(2)(i)から(iv)までに掲げる場合の区分に応じそれぞれ(2)(i)から(iv)までに定める金額

ロ　介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払つたことその他の政令で定める事由（第八項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払つた場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　前年中に支払つた介護医療保険料の金額の合計額（同年中において介護医療保険契約等に基づき剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千円以下である場合　当該合計額